

3 平成29年度の県内の健康危機管理状況と衛生研究所の動き

衛生研究所は、健康危機管理に対する埼玉県の科学的・技術的中核機関として重要な役割を担っている。

平成29年度の健康被害事例等に関連した特徴的な出来事や衛生研究所の果たした主な役割等としては、以下のようなのがあった。

○ ペスト患者発生への対応

平成29年8月に、アフリカのマダガスカル共和国の都心部を含む複数の地域において、肺ペストが発生しているとの情報が世界保健機関（WHO）から寄せられた。

国内では汚染地域への渡航歴のある患者の発生を想定した対応についての通知（「ペストに係る注意喚起について」）があり、県内でも患者発生に備えた検体搬送体制及び手順の確認を行った。

○ 麻しん、風しんへの対応

麻しんは、国内での麻しん患者の広域的発生が平成29年度当初と年度末に見られたほか、関東地域での発生もたびたび見られた。各自治体の衛生研究所等で病原体検査と麻しんウイルスの遺伝子解析が行われ、その結果土着株の流行は否定されている。当所でも麻しん患者発生時は疑い例も含め、迅速に病原体検査及び遺伝子解析を実施した。また、「風しんに関する特定感染症予防指針」の改正（施行平成30年1月）により、風しん患者発生の場合も麻しんと同様、迅速に対応することとなった。

○ 病原体検査体制の強化

改正感染症法の完全施行とそれを受けた埼玉県感染症発生動向調査事業実施要綱改正、埼玉県病原体サーベイランス実施要領の策定により、病原体情報の収集体制が強化されてから一年を経過した。季節性インフルエンザをはじめとする感染症患者及び菌株等の検体数は、平成27年度から平成28年度にかけて約3倍に大きく増加した。平成29年度の検体数はさらに増加した。それらの検査や遺伝子解析結果等から判明する情報も量と質共に充実し、経年的な変化を観察できる状況が出来つつある。

検体数の増加に伴う検査や解析内容の増大に対し、インフルエンザ等のウイルス性感染症では遺伝子検査に重点を置き、関係機関への検査結果の報告とウイルス検出状況の県民への公表の迅速化をはかった。インフルエンザウイルスに関しては、当所で分離されたウイルスの各亜型について抗インフルエンザ薬剤耐性株サーベイランスを実施した。

○ 腸管出血性大腸菌感染症への対応

平成29年に県内に届出られた腸管出血性大腸菌感染

症の報告数は246件と昨年の174件を大きく上回った。

県内の患者の届出は、昨年までと同様6月から増加が始まり、8月には94件を記録した。これは、月別の報告数としては、集計開始後最も多かった。8月に食中毒事例を含む複数の集団感染事例が発生したことが影響している。

当所では、患者から分離された菌株を積極的に収集し、菌の遺伝子解析等の方法により、分離株間の関連性を評価した。

また、保健所が実施した喫食歴等の調査結果を積極的に収集し、分離株の遺伝子検査結果と併せて患者間の関連性を解析した。

これらの結果情報について、県内保健所等関係機関へ11回報告した。

○ 県内での食中毒発生状況（さいたま市、川崎市、越谷市を除く）

・細菌性及びウイルス性食中毒

平成29年度において食中毒は、14件発生した。

病因物質は微生物によるものが11事例、寄生虫によるものが2事例、不明が1事例であった。

微生物事例の内訳は、カンピロバクターによるものが最も多く6事例、次いでノロウイルス3事例、腸管出血性大腸菌が2事例であった。

食中毒を疑う13事例に由来する30検体について、機能強化のため整備された遺伝子増幅機器にて検査を行ったところ、従来からの培養法による検査と同様な結果が迅速に得られた。

ノロウイルスによる事例は、仕出弁当店で発生し、弁当を製造した施設従事者からも同ウイルスが検出された。

寄生虫による事例は、飲食店で提供された刺身や患者自身が釣った魚がアニサキスに汚染されていたため発生した。

・植物性及び動物性自然毒による食中毒

野草や釣ったふぐ、しめ鯖を食した県民が体調不良を訴えた事例において、コルヒチン（コバイケイソウの疑い）やフグ毒のテトロドトキシン、アレルギー物質のヒスタミン等31検体の分析を行い、その結果を食中毒の原因究明に生かした。

○ 食品の安全確保について

平成28年度のカロリーベース総合自給率は38%であり、多くを輸入食品に頼っている現状である。平成29年度、埼玉県では食の安心・安全を確保するため、輸入食品を重点項目に位置付け、輸入食品検査を強化した。違反事例の多いトブチルヒドロキノン（TBHQ、酸化防止

剤) やサイクラミン酸(甘味料)などの国内で使用の認められていない指定外添加物に関する検査を強化し、フィリピンから輸入されたコーンスナックからTBHQを検出し、自主回収に至った。また、放射線照射食品を検知する検査を強化した。

○ 原発事故及び北朝鮮による核実験に伴う放射能検査

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、福島第一原子力発電所で事故が発生し、多量の放射性物質が環境中に放出され、現在も県内の環境試料や一部の農作物等から放射性セシウムが検出されている。

衛生研究所では、環境部と連携し、空間放射線量率調査及び環境試料の放射能検査などを実施した。

また、県内産農産物、加工食品等県内流通食品の放射能検査を計画的に実施した。

さらに、平成29年9月3日に実施された北朝鮮による核実験に伴い、環境放射能のモニタリングを強化した。

○ 危険ドラッグ及び健康食品の検査

脱法ハーブなどと呼ばれている危険ドラッグの使用による事件・事故が多発し大きな社会問題になっている。

また「いわゆる健康食品」に含まれる医薬品成分の摂取による健康被害が懸念されている。

県では健康被害の未然防止の観点から、危険ドラッグ及び「いわゆる健康食品」中の指定薬物及び医薬品成分等の買上検査を実施した。

危険ドラッグの検査では、検査を実施した31検体のうち、3検体から医薬品医療機器等法に基づく無承認無許可医薬品成分が1成分、2検体から麻薬及び向精神薬取締法に基づく向精神薬が1成分、それぞれ検出された。

「いわゆる健康食品」の検査では強壮・痩身を目的とした80検体について、無承認無許可医薬品成分の検査を実施した。